浜松市規則第４７号

浜松市老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則

（浜松市老人福祉法施行細則の一部改正）

第１条　浜松市老人福祉法施行細則（昭和６２年浜松市規則第１７号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表（第２１条関係） １　（略） ２　養護老人ホーム入所者の主たる扶養義務者からの徴収金 （表略） 備考 １　この表において「均等割の額」とは、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１号に規定する均等割の額を、「所得割の額」とは、同項第２号に規定する所得割の額（この所得割の額を計算する場合には、同法第３１４条の２第１項第１１号の規定にかかわらず地方税法等の一部を改正する法律（平成２２年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法第３１４条の２第１項第１１号の規定を適用するものとし、地方税法第３１４条の７及び第３１４条の８並びに同法附則第５条第３項、第５条の４第６項及び第５条の４の２第５項の規定は適用しないものとする。）をいう。 なお、同法第３２３条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得	別表（第２１条関係） １　（略） ２　養護老人ホーム入所者の主たる扶養義務者からの徴収金 （表略） 備考 １　この表において「均等割の額」とは、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１号に規定する均等割の額を、「所得割の額」とは、同項第２号に規定する所得割の額（この所得割の額を計算する場合には、同法第３１４条の２第１項第１１号の規定にかかわらず地方税法等の一部を改正する法律（平成２２年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法第３１４条の２第１項第１１号の規定を適用するものとし、地方税法第３１４条の７及び第３１４条の８並びに同法附則第５条第３項及び附則第５条の４第５項の規定は適用しないものとする。）をいう。 なお、同法第３２３条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

割の額又は均等割の額とする。	
2　この表において「所得税の額」とは、所得税法（昭和４０年法律第３３号）、租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和２２年法律第１７５号）の規定によって計算された所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、所得税法第２条第１項第３４号の３及び第８４条第１項の規定にかかわらず所得税法等の一部を改正する法律（平成２２年法律第６号）第１条の規定による改正前の所得税法第２条第１項第３４号の２及び第８４条第１項の規定を適用するものとし、次に掲げる規定は適用しないものとする。）をいう。	2　この表において「所得税の額」とは、所得税法（昭和４０年法律第３３号）、租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和２２年法律第１７５号）の規定によって計算された所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、所得税法第２条第１項第３４号の３及び第８４条第１項の規定にかかわらず所得税法等の一部を改正する法律（平成２２年法律第６号）第１条の規定による改正前の所得税法第２条第１項第３４号の２及び第８４条第１項の規定を適用するものとし、次に掲げる規定は適用しないものとする。）をいう。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2) 租税特別措置法第４１条第１項、第２項、第６項及び第３１項、第４１条の２、第４１条の３の２第１項、第２項、第５項及び第６項、第４１条の１９の２第１項、第４１条の１９の３第１項及び第３項並びに第４１条の１９の４第１項及び第３項	(2) 租税特別措置法第４１条第１項、第２項及び第３１項、第４１条の２、第４１条の１９の２第１項、第４１条の１９の３第１項及び第３項並びに第４１条の１９の４第１項及び第３項
(3)～(5)　（略）	(3)～(5)　（略）
３～６　（略）	３～６　（略）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市児童福祉法施行細則の一部改正）

第２条　浜松市児童福祉法施行細則（平成８年浜松市規則第５３号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表（第１２条関係） １　療育の給付 （表略） 備考 １　（略） ２　備考の１の均等割及び所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。 (1)　（略） (2) 所得割の額の算定においては、地方税法第３１４条の７及び第３１４条の８並びに同法附則第５条第３項、第５条の４第６項及び第５条の４の２第５項の規定は適用しないものとする。 (3)　（略） ３～８　（略） ２　助産施設 （表略） 備考 １　（略） ２　備考の１の均等割及び所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。 (1)　（略） (2) 所得割の額の算定においては、地方税法第３１４条の７及び第３１４条の８並びに同法附則第５条第３項、第５条の４第６項及び第	別表（第１２条関係） １　療育の給付 （表略） 備考 １　（略） ２　備考の１の均等割及び所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。 (1)　（略） (2) 所得割の額の算定においては、地方税法第３１４条の７及び第３１４条の８並びに同法附則第５条第３項及び附則第５条の４第５項の規定は適用しないものとする。 (3)　（略） ３～８　（略） ２　助産施設 （表略） 備考 １　（略） ２　備考の１の均等割及び所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。 (1)　（略） (2) 所得割の額の算定においては、地方税法第３１４条の７及び第３１４条の８並びに同法附則第５条第３項及び附則第５条の４第５

５条の４の２第５項の規定は適用しないものとする。	項の規定は適用しないものとする。
(3)　（略）	(3)　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）
３　（略）	３　（略）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市母子保健法施行細則の一部改正）

第３条　浜松市母子保健法施行細則（昭和６２年浜松市規則第２９号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表（第１３条関係） （表略） 備考 １　（略） ２　備考の１の均等割及び所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。 (1)　（略） (2) 所得割の額の算定においては、地方税法第３１４条の７及び第３１４条の８並びに同法附則第５条第３項、第５条の４第６項及び第５条の４の２第５項の規定は適用しないものとする。 (3)　（略） ３～８　（略）	別表（第１３条関係） （表略） 備考 １　（略） ２　備考の１の均等割及び所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。 (1)　（略） (2) 所得割の額の算定においては、地方税法第３１４条の７及び第３１４条の８並びに同法附則第５条第３項及び附則第５条の４第５項の規定は適用しないものとする。 (3)　（略） ３～８　（略）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　第１条の規定（浜松市老人福祉法施行細則別表の２の備考の２の改正（「、第４１条の

３の２第１項、第２項、第５項及び第６項」を削る部分に限る。）に限る。）による改正後の浜松市老人福祉法施行細則の規定は、令和８年分以後の所得税の額により算定する場合について適用し、令和７年分以前の所得税の額により算定する場合については、なお従前の例による。

（あらまし）

この規則は、地方税法及び租税特別措置法の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うものです。